

監理技術者兼務の取扱いについて

建設業法改正（令和2年10月1日施行）に伴い、法第26条第3項ただし書の規定を適用した監理技術者（以下、「特例監理技術者」という）について、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という）を設置することにより、工事の兼務が可能となった。小山広域保健衛生組合（以下、「組合」という）は特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて下記のとおり施行する。

記

1 特例監理技術者の配置が可能となる工事

組合発注の工事で、総合評価方式を除く請負金額が8,000万円以上、3億円未満（建築工事は2億円未満）の工事とする。ただし、特例監理技術者の配置ができない工事については、入札案件公告等に記載する。

2 監理技術者補佐になり得る者の条件

次のすべてを満たす者を該当施工現場に専任で配置することとする。

- (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (2) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 特例監理技術者を配置する場合の留意事項

- (1) 監理技術者が兼務する場合の体制について、次のすべてを満たしていることを条件とする。
 - ア 兼務するそれぞれの工事において、監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - イ 兼務が可能な工事数は2件までとする。
 - ウ 特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の業務を適正に遂行しなければならない。
 - エ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - オ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (2) 特例監理技術者は、現場代理人との兼務は認めない。
監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務を可能とする。

4 兼務する場合の提出書類について

- (1) 一般競争入札
事後審査書類提出時
監理技術者兼務届出書
- (2) 指名競争入札
契約書類提出時
監理技術者兼務届出書

5 施行日について

令和5年7月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をするものから適用する。